

(農林水産委員会)

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)(先議)要旨

本法律案は、農産加工品の輸入量の増加や国内消費に占める輸入品の割合の拡大等、特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長し、平成三十一年六月三十日までとする。
- 二、報告徴収に係る罰金額の上限を引き上げることとする。
- 三、この法律は、公布の日から施行することとする。ただし、二については、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとする。